

質 問 書

※ この MS-WORD 文書のまま送付お願いいたします。(PDF 等のフォーマットへ変換しないでください)

2023 年 2 月 21 日

「中東地域難民の経済活動に係る情報収集・確認調査(QCBS)」

(公示日:2023 年 2 月 8 日/調達管理番号:22a00884)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P12 (脚注番号 5、6)	脚注番号 5、6 に「プロポーザルでの記載内容については現地傭人を想定したものとし、定額見積とする。一方で、ローカルコンサルタントを活用した現地再委託が可能または必要と判断する場合は、プロポーザルには含めず別提案・別見積とする(競争の対象外。契約交渉で実施の可否を協議する)。とあります。念のため、こちらはパイロットプロジェクトを外部に再委託する場合、定額計上額の超過に関わらず、別提案・別見積りが求められるとの理解でしょうか。もしくは、定額計上額を超過する場合のみ、超過分が切り出し可能な場合は超過分のみ、あるいは切り出し不可な場合は別提案(代替案)として、別提案および別見積の提出が必要でしょうか。	パイロットプロジェクトを外部に再委託する場合、別提案・別見積りが求められます。企画競争説明書 p20「(2)上限額について」での説明に従った対応となります。再委託とする場合は「②切り出しが可能ではない場合」に該当すると考えられるため、プロポーザルでは現地傭人を想定した内容を記載してください。本見積には現地傭人の経費は含めないでください(契約締結時に加算するため)。その上で、別提案として現地再委託を提案があることをプロポーザルには記載して、その内容については別提案としてプロポーザルとは別途、企画競争説明書の P5 に記載の方法にてご提出ください。また別提案に係る経費については、別見積としてご提出ください。
2		パイロット活動を傭人ではなく再委託として提案する場合、そのパイロット活動は本提案には入れられず、別提案になる(評価外)ということでは	上記 No.1 の説明のとおりです。再委託とするか傭人とするかについては、契約交渉の際に協議して決めます。

		<p>ようか。つまり基本的には再委託の提案部分は、傭人で提案する内容プラスアルファの部分のみ、ということになりますでしょうか。</p>	
3	P20 4(3)別見積について	<p>別見積の費目に1)旅費(その他:戦争特約保険料)、とありますが、これは旅費全体ではなく、旅費のうち戦争特約保険料のみが別見積となる、ということで合っておりますでしょうか。近年の航空賃高騰が激しいため念のためお伺い致します。</p>	<p>旅費のうち戦争特約保険料のみが別見積となります。</p>
4	現地移動について	<p>パレスチナーヨルダン(アンマン)間の陸路移動は可能でしょうか。バス・タクシーでの国境超えは可能のようですが、貴機構の安全対策上規定等がございましたらご教示頂ければ幸いです。</p>	<p>両国間の陸路移動は可能です。ただし、ヨルダンでは夜間の都市間の移動を制限しています。また、パレスチナへの業務渡航については公用旅券する必要があるため、パレスチナーヨルダン間で横移動する場合は、両国ともに公用旅券で渡航いただくこととなります。公用旅券が必要な場合は、取得の支援を行います。</p>
5	資料等翻訳費について	<p>コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2022年12月追記版)の20ページでは、「資料等翻訳費は、原則として、企画競争説明書に規定した定額を見積書に計上することを求めます」と記載があります。本調査ではアラビア語⇄英語間の翻訳が発生すると見込んでおりますが、本企画競争説明書には資料等翻訳費の記載がなく、この場合費用の計上は不可との理解になりますでしょうか。</p>	<p>資料等翻訳費については、定額計上を行うほどの量は見込んでおりませんが、必要に応じて見積りに積算・計上ください。</p>

6	P21 (4)定額計上について	現地傭人費(特殊傭人費)のパイロット活動に係る経費は定額計上とされていますが、パイロット以外の活動(P11 の(1)関連の情報収集等)で必要となる現地傭人の経費については、必要に応じ別途計上することが求められますでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	P11~12 ヨルダン、パレスチナにおけるパイロット活動 について	難民にセミナー会場等に来てもらいパイロット活動を実施することも検討していますが、その際に交通費を渡切で支給することを検討しています。単価の参考のため、貴機構ヨルダン事務所やパレスチナ事務所の規定等をご共有頂くことは可能でしょうか。	共有できる規定等はありません。ご参考まで、必要に応じて交通手段そのものを用意することが過去にはあったようです。
8	P12 6 条(3)③ パレスチナにおけるパイロット活動 について	パイロット活動案に(例:クラウドファンディング振興のためのプラットフォーム形成)とありますが、これは既に複数ある CF のプラットフォームを促進するようなウェブサイトのようなことでしょうか?もし具体的なイメージをお持ちであればもう少し詳細をご教示頂けると幸いです。	既存の CF のプラットフォームの促進というよりは、より新しい形での資金調達を可能とするようなプラットフォームづくり等がアイデアとしてありますが、新たな提案も歓迎致します。
9	P18 2 (5) 便宜供与 について	便宜供与内容のカウンターパートの設置にパレスチナは有とっていますが、これはどちらの部局になりますでしょうか。またどのような支援が受けられることが想定されますでしょうか。	パレスチナ解放機構難民問題局が主なカウンターパートとなります。同局からは、面談を通じた情報提供に加えて、難民キャンプへのアクセス許可等の支援が受けられる予定です。

以上